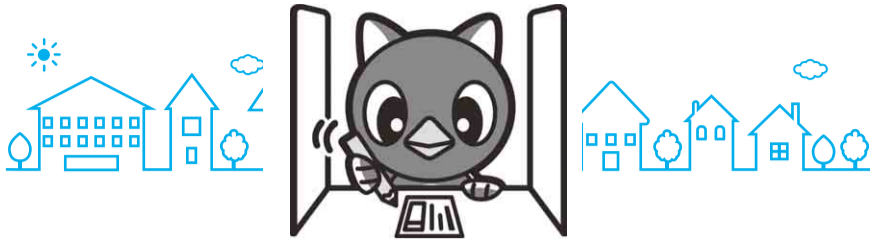


衆議院議員総選挙が予定されています

～投票してその意思を示そう～



今秋、衆議院議員総選挙が予定されています。投票日や投票時間などの詳細については、決まり次第、お伝えします。期日前投票などを活用して投票しましょう。

お問い合わせは、選挙管理委員会 ☎483-1151(代表)へ。

自分の考えを深めていきましょう

私たちは家庭や地域、学校や職場など、様々な場所で生活しています。生活や社会を良くするためには、意見を反映させてくれる代表者が必要です。この代表者を決めるのが「選挙」です。

「選挙」で「投票」をするためには、候補者が掲げている政策などを理解することが重要です。まずは、投票前に情報を得ることから始めましょう。選挙公報やHP、SNSなどからも、考えや政策を知ることができます。得た情報を参考にほかの情報と比較したり、家庭や周りの人と話し合ったりするなど、自分の考えを深めていきましょう。

衆議院議員総選挙

衆議院総選挙は、候補者に投票する「小選挙区選出議員選挙」と政党に投票する「比例代表選出議員選挙」の二つの選挙が行われます。

区分	定数
小選挙区選出議員選挙	全国を289、千葉県を13の選挙区に分ける。八千代市は千葉県第2選挙区（八千代市、千葉市花見川区、習志野市）。定数は1。
比例代表選出議員選挙	全国を11ブロックに分け、千葉県は南関東選挙区（千葉県、神奈川県、山梨県）。定数は22。

衆議院議員総選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査

最高裁判所裁判官は、任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に、国民審査を受け、この審査の日から10年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けます（その後も同様です）。

入場整理券は世帯分を同封して封書で郵送します

入場整理券は期日前投票の宣誓書と両面で印刷されています。1通の封筒に同世帯の有権者全員分を同封しますので、投票の際はご

自身の整理券をお持ちください。順次郵送しますが、届かないときや紛失したときは再発行しますので、投票所の係員に申し出てください。投票所の場所は、整理券に記載しているほか、市HPでも確認することができます。整理券を他人に渡して投票させたり、他人になりすまして投票すると、公職選挙法違反として罰せられます。また、違法行為を強要、幫助した人も同様に罰せられます。

投票日に行けない場合は投票日前に投票することができます

投票日に仕事などで都合が悪くて、投票に行けない場合や、当日投票所の混雑などにより、新型コロナウイルス感染症への感染が心配な場合も期日前投票ができます。

投票を円滑に行うために、入場整理券裏面の宣誓書への事前記入をお願いしています。

整理券を忘れても、その場でお渡しする宣誓書に記入して提出することで投票ができます。

期日前投票所によって投票できる日時が異なるので、入場整理券の裏面や市HPを確認して、時間に余裕をもってお越しください。

■長期出張などで市外に滞在している人

市外に滞在している人は、本市選挙管理委員会に投票用紙などの交付を請求して、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、早めに申請しましょう。

■病院や施設に入院・入所している人

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。入院・入所先へ確認してください。

■郵便などによる不在者投票

次の右上表の要件に該当する人は、郵便などの不在者投票ができます。



	障害の内容	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級または3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	「要介護5」である者として記載されている人	

▶郵便などによる不在者投票ができる要件

郵便などで不在者投票を行うには郵便等投票証明書が必要です。選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて、事前に交付申請してください。申請書は市HPでダウンロードするか、選挙管理委員会ですべて入手できます。

また、郵便などでの不在者投票ができる人で、次の要件に該当する人は、事前の届け出を行うことで、代理記載制度が利用できます。

▶身体障害者手帳に上肢、または視覚の障害の程度が1級と記載されている人 ▶戦傷病者手帳に上肢、または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人

■新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方へ

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方は、一定の要件を満たす場合、郵便などにより投票することができます（特例郵便等投票）。詳しくは、市HPをご覧ください。

選挙公報は新聞折り込みやHPなどで

選挙公報は、朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売の各新聞に折り込んで配布します。市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、ふるさとステーション、ふれあいプラザ、市内各駅などにも配架します。市HPからも見られます。新聞未購読の世帯で新たに配布を希望する人は、選挙管理委員会 ☎483-1151へ。

投票所における新型コロナウイルス感染症対策

■投票所での対応

①手指消毒用アルコールの設置、②機材などの消毒、③投票所係員のマスク・手袋等着用、④飛沫感染拡大防止用パーテーションの設置、⑤ソーシャルディスタンスの確保のための立ち位置の表示、⑥定期的な換気

■投票所に来られる皆さんへのお願い

①マスク着用・せきエチケット、②ソーシャルディスタンスの保持、③来所前後の手洗い・手指消毒

■投票の順番と投票方法・選出方法

投票の順番	①	②	③
区分	小選挙区選出議員選挙	比例代表選出議員選挙	最高裁判所裁判官国民審査
投票方法	候補者名を記載	政党名を記載 ※候補者名を記載すると無効になります。	裁判官ごとに、辞めさせたい意思があれば「×」を記載し、なければ何も記載しない。
選出方法	得票数の最も多い候補者が当選人となる。	①政党等が獲得した得票数に応じて、各政党等に当選人が配分される。 ②政党等から届け出された候補者名簿によってあらかじめ定められた当選順位に従って当選人が決定される。	「×」が記載された票が、何も記載されていない票の票数を超えた場合、その裁判官は罷免される。